西日本高速道路株式会社四国支社等入札監視委員会審議概要

開催日及び場所		令和８年８月３１日（月）　四国支社会議室	
出席委員 （五十音順・敬称略）		岡村 未対（早稲田大学教授）　春日川 路子（東洋大学准教授） 高橋 亨輔（香川大学准教授）　武藤 裕則（徳島大学教授） 松本 龍太（弁護士）	
審議対象期間		令和７年１０月１日～令和８年３月３１日	
抽出件数／対象件数		６件／６００件	件　名　等
工事	一般競争入札		該当なし
	条件付 一般競争入札	２件　／　６件	松山自動車道　石鎚山ＳＡ店舗改修工事 高松自動車道　飯山トンネルポンプ室新築工事
	指名競争入札		該当なし
	随意契約	１件　／　６件	徳島自動車道　阿波スマートインターチェンジ舗装工事
調査等		１件　／１５件	令和７年度　徳島自動車道　三野地区水文調査
維持管理役務及び 物品・役務		１件　／　９件	令和８年度　クラウド型カメラレンタル契約
少額契約 毎年度		１件／５６４件	広報用ノベルティ作成業務（キーホルダー）

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回　答
【入札監視事務局からの報告】 ・契約実績が令和５年度から６年度にかけて減少している理由は何か。	・四国地域外の四車線化事業に係る発注が概ね完了し、建設工事をはじめ舗装工事及び施設工事の発注件数が減少したことによるものです。
【入札・契約手続きの運用状況等の報告】 ・意見、質問なし。	
【抽出事案の審議】 **（工事）** **〔一般競争入札〕** **・審議対象案件無し**	
松山自動車道　石鎚山 SA 店舗改修工事 **〔条件付一般競争入札〕**	
・今回採用している総合評価落札方式（施工実績確認型）は、価格点１００点に対し技術評価点が３点であり、技術評価の割合が低いのではないか。	・社内要領において比較的小規模で、技術力による差が生じにくい工事については、従来から施工実績確認型を採用し、このような配点と定められております。

意見・質問	回　答
・競争参加資格の工事成績等について、６５点未満を参加要件の基準としている理由はなぜか。	・重大な事故等が発生した工事は工事成績が６５点未満となる傾向があるため、施工品質や安全管理体制を確認する観点から、競争参加資格の確認対象としています。
・自己採点方式の適用は、どのように決定しているのか。また評価項目及び配点は、入札参加者にあらかじめ周知されているのか。	・試行対象と位置付けられている工事については、一律に自己採点方式を採用しています。また評価項目及び配点については、入札参加者に公開しています。
・地域精通度として、工事場所と同一県内に本店があることを評価する理由は何か。	・緊急時等において、工事場所の近隣から応援体制を確保しやすいことを評価する趣旨で設定しています。
・競争参加資格として施工実績を必須としている一方、総合評価における施工実績等の配点が１．５点であることについて、考え方はどのようなものか。	・施工実績を有することは工事を適切に履行するための基礎的な能力を確認するうえで重要であることから、まず競争参加資格としてその有無を確認しています。そのうえで、総合評価においては工事成績等を評価し、参加者間の技術力や履行実績の優位性を評価しています。
高松自動車道　飯山トンネルポンプ室新築工事〔条件付一般競争入札〕	
・指名併用型は、どのような場合に採用するのか。	・入札参加者数が少ない傾向にあるため、適正な競争性の確保と円滑な発注を図る観点から、指名併用型による発注を採用しております。
徳島自動車道　阿波スマートインターチェンジ舗装工事〔随意契約〕	
・当初の競争入札から随意契約に至る一連の手続は適切であったか。	・当初競争入札時より社内規定に基づく手続きに沿って適切に対応しました。
・随意契約の相手方の選定にあたり、舗装工事の専門性をより重視した選定方法も考えられたのではないか。	・選定条件の設定にあたっては、施工実績や現場への精通度等を考慮しています。
（調査等） **令和７年度　徳島自動車道　三野地区水文調査**	
・参加資格を有する業者の評価が僅差である中、１０者を指名する根拠は何か。	・社内要領において評価結果の上位１０者を選定するとしており、当案件では選定評定点の高い上位１０者を指名しました。
（維持管理役務及び物品・役務） **令和８年度　クラウド型カメラレンタル契約**	
・調達仕様は特定の製品に限定されず、複数の業者が参加できる設定となっているのか。	・特定の製品に限定するのではなく、仕様で定める規格を満たす又はこれを上回る製品であれば参加可能としております。

意見・質問	回　答
（少額契約） 広報用ノベルティ作成業務（キーホルダー） ・過去に同種業務を受注した業者は、今回の見積参加者に含まれているのか。 ・見積依頼先を香川県内の業者に限定した理由は。	・過去の同種業務の履行実績を有する業者も今回の見積参加者に含まれております。結果として、当該業者が今回の契約相手先となっております。 ・少額契約については、原則として発注拠点が所在する県内業者を優先して見積依頼先として選定しているためです。なお、県内において調達が困難な場合には、必要に応じて対象地域を拡大し、見積依頼を行っています。

委員会による意見の具申又は勧告の内容

意見の具申及び勧告なし